

国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の特例

《所得税・法人税》

1. 適用の対象者
農業者

2. 特例の内容

農業者が国又は地方公共団体等から固定資産の取得又は改良に充てるために補助金等の交付を受けた場合において、本来この受領した補助金等は課税の対象となりますが、課税されることにより補助金等の交付目的を達成できなくなる可能性があることから、その補助金等で交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をしたときは、原則として国庫補助金等の額に相当する額の範囲内で圧縮記帳が認められています。

3. 特例の効果

【具体例】

農業生産法人Aが500万円の補助金をもらってその交付目的となった資産を1,200万円で取得した場合、500万円の補助金は益金に算入されますが、この措置により1,200万円で取得した資産について、補助金を充てた500万円分を圧縮損として費用に計上(=損金算入)し、所得を発生させないようにします。

この場合、資産の簿価(取得原価)は700万円として記帳し、700万円を基準に減価償却を行うこととなります。なお、圧縮記帳をしても当該固定資産についてトータルで計上できる費用は1,200万円ですので、課税の繰り延べとなるものであり、課税の免除ではありません。

(補助金を受けたとき)

現金500万円	雑益500万円
---------	---------

益

(資産を取得したとき)

資産1,200万円	現金1,200万円
-----------	-----------

(圧縮記帳したとき)

圧縮額500万円	資産500万円
----------	---------

損金

担当部署 農林水産省経営局経営政策課経営税制担当

お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5152

(直通)03-6744-0576